

令和6年度 転倒災害防止対策等説明会

令和6年11月26日(火)午後3時～

室蘭労働基準監督署

次第

- 1 挨拶
- 2 転倒災害防止対策について
- 3 安全衛生関係書類の一部
電子申請義務化について
- 4 メンタルヘルス対策について
- 5 閉会



挨拶

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



転倒災害防止対策について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



第14次労働災害防止計画の2年目に向けて

計画の目標 2027(R9)年の死亡災害及び死傷災害を次のとおりとする



第14次防本文

○死亡災害 2022(R4)年と比較して10%以上減少*

○死傷災害 2022(R4)年と比較して減少に転じさせる*

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

室蘭労働基準監督署

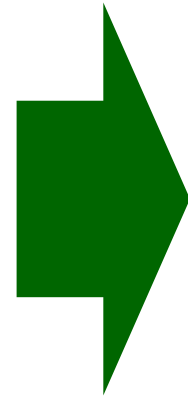
令和4年（2022年）

休業4日以上の死傷災害

210件

死亡災害

3件



令和9年（2027年）（目標値）

休業4日以上の死傷災害

200件

死亡災害

2件

令和6年度 室蘭労働基準監督署スローガン

「いぶりの地から安全宣言

みんなで守ろう快適職場」

令和6年 業種別労働災害発生状況

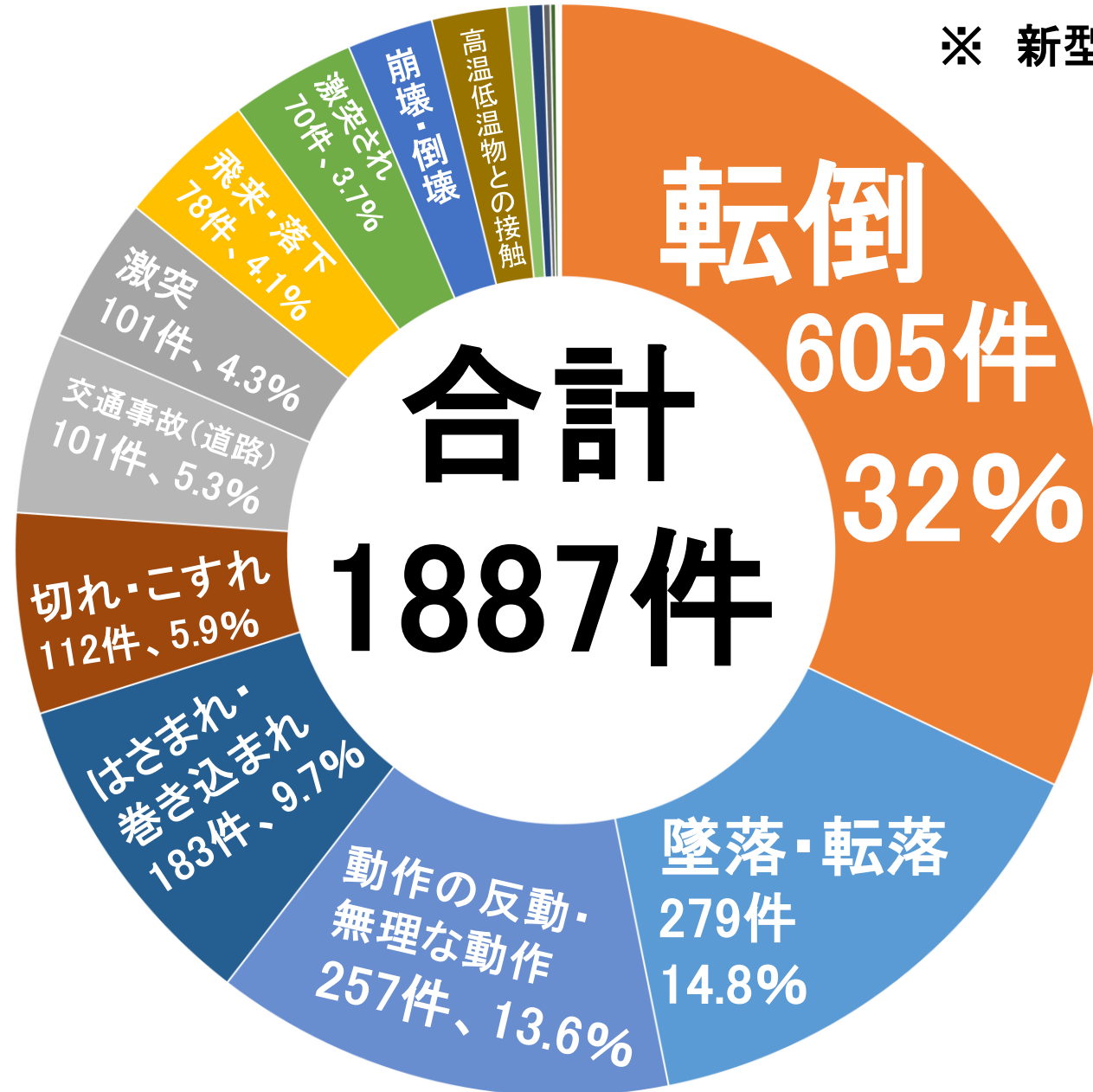
(令和6年10月末現在)

室蘭労働基準監督署

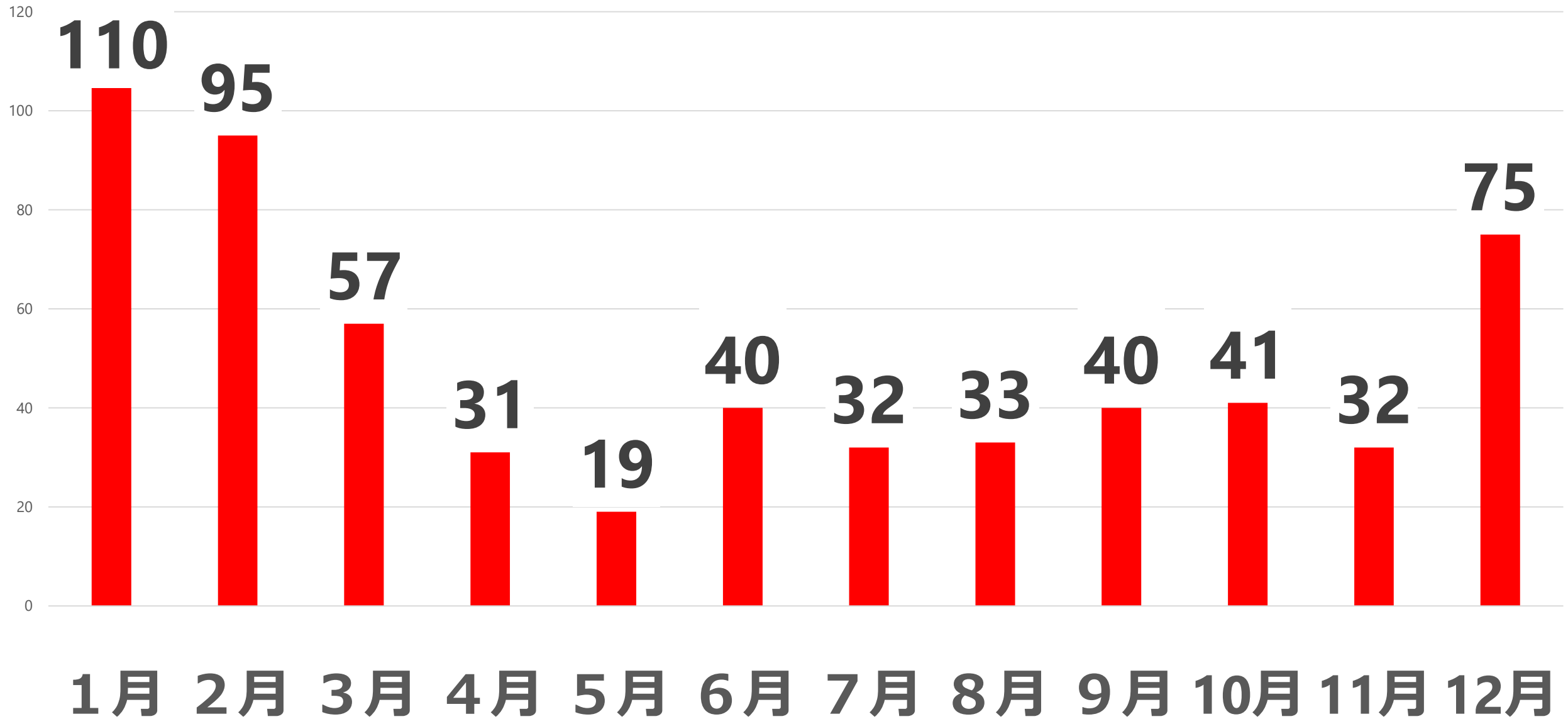
区分 業種別	令和6年			令和5年同期			対前年		業種割合	令和5年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	2	173 [75]	175 [75]	3	215 [71]	218 [71]	-43	-19.7	100.0	3	290	293
製造業	1	17 [4]	18 [4]		33 [15]	33 [15]	-15	-45.5	10.3		42	42
食料品		5 [3]	5 [3]		13 [6]	13 [6]	-8	-61.5	2.9		15	15
木材木製品								-				
窯業・土石		2 [1]	2 [1]		2	2			1.1		4	4
鉄鋼業	1	4	5		5 [3]	5 [3]			2.9		7	7
金属・機械		2	2		3	3	-1	-33.3	1.1		4	4
輸送用機械		1	1		2 [1]	2 [1]	-1	-50.0	0.6		3	3
その他の製造業		3	3		8 [5]	8 [5]	-5	-62.5	1.7		9	9

平成26年～令和5年 事故の型別労働災害発生状況

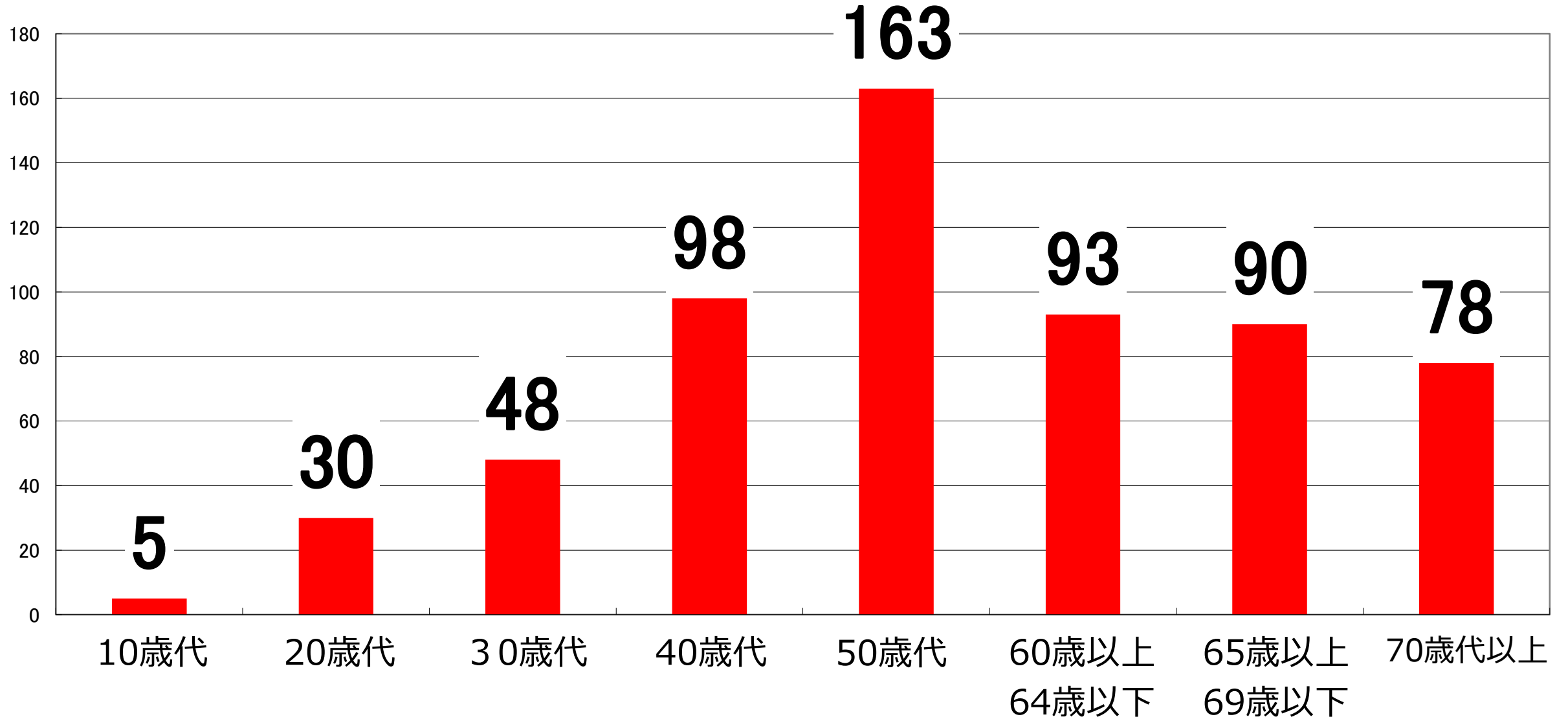
※ 新型コロナウイルスを除く



平成26年～令和5年 転倒災害 月別発生状況（室蘭労働基準監督署管内）



平成26年～令和5年 転倒災害 年代別発生状況（室蘭労働基準監督署管内）



冬季の転倒災害防止

積雪が十分ある状況で気温が上昇してプラスになり、その後気温がマイナスに低下した場合や、真冬に雨が降り、その後気温がマイナスに低下した場合には、つるつる路面が形成されやすく、転倒災害が発生しやすくなることから、気象情報を事前に把握し、路面の状況に応じて砂をまく等の対策や転倒の注意喚起を行いましょ

こんな場所是要注意！

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」



4 S 活動

転倒・転落災害等の労働災害防止に効果のある日常の活動として、**4 S 活動**があります。4S（**整理・整頓・清掃・清潔**）の意味は次の通りです。

- ◆整理：必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること。
- ◆整頓：必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること。
- ◆清掃：身の回りをきれいにし、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと。
- ◆清潔：整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること。

4 S 活動

転倒・転落災害等の労働災害防止に効果のある日常の活動として、**4 S 活動**があります。4S（**整理・整頓・清掃・清潔**）の意味は次の通りです。

- ◆整理：必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること。
- ◆整頓：必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で位置させること。
- ◆清掃：身の回りをきれいにして、衣服や作業場のゴミや汚れを取り除くこと。
- ◆清潔：整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること。



4 S 活動の整理の進め方

- 不要な物の廃棄基準の判断がつかない時に要不要を判断する責任者を決める。
- 4Sゾーン（区域）ごとに、所属従業員全員が掃除し、不要な物を廃棄する（定期的に行う）。
- 安全衛生推進者等が定期的に巡回して整理の状況をチェックする。
- チェック結果により改善し、必要に応じて廃棄基準を見直す。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

4 S 活動の整頓の進め方

- 現状を把握する（物の種類、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。
- 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類、量とも絞り込み、移動距離を短くすること）。
- 置き場所ごとの管理担当者を決める。
- 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。
- 以上のルールに従って整頓する。
- 定期的にチェックし、必要に応じて改善する。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

転倒予防の取り組み（厚生労働省HP）

厚生労働省では啓発資料・リーフレット・動画を右のようにHPに掲載しております。

リーフレット等は次のURL又はQRコードからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」



↑ ホーム

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

🔍 検索

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 転倒予防・腰痛予防の取組

転倒予防・腰痛予防の取組

啓発資料・リーフレット・動画（ご自由にダウンロードしてご利用下さい）

転倒防止リーフレット

「中高年齢の女性を中心に」版

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

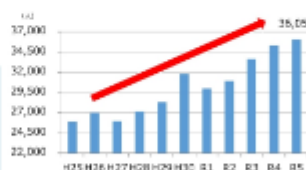
50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

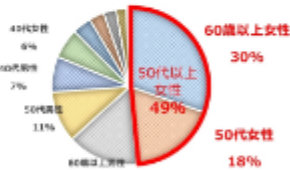
- [たし] 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒
▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（※）
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
▶ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒
▶ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（こくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
▶ 適切な設置
▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

⚠️ 職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒予防の取り組み（厚生労働省HP）

動画

転倒予防に係る動画を掲載しています。

ダウンロードはこちら

9. 大きくランジ



～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～

(4分15秒)

北海道労働局HPにも転倒災害防止対策の特設ページがあります。当該ページには右のURL又はQRコードから確認できます。

高齢労働者の健康や体力状況の把握として右の転倒等リスク評価セルフチェックがあります。

厚生労働省

北海道労働局

↑ ホーム

ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

↑ 北海道労働局 > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 転倒労働災害防止対策について

転倒労働災害防止対策について



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」

転倒等リスク評価のセルフチェックについて

厚生労働省では、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止対策の観点から、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を策定し、事業者及び労働者に求められる取組を具体的に示しました。

事業者求められる取組の中には「高齢労働者の健康や体力の状況の把握」等もあることから、労働者の体力チェックの実施により、事業者及び労働者共に健康や体力の状況を客観的に把握する必要があります。

「転倒等リスク評価セルフチェック票」の活用により、労働者自身のセルフチェックの実施と、実施結果の集団分析を実施しましょう。

◆転倒等リスク評価セルフチェック票

労働者自身のセルフチェックと、管理者による集団分析を行うことができます。セルフチェック票を印刷する場合や、内容をブラウザ上で確認する場合はこちらをご参照ください。（エクセルファイルをブラウザ上で確認するとフォームが崩れて表示される場合があります）

・[転倒等リスク評価セルフチェック票【印刷用】.pdf](#)

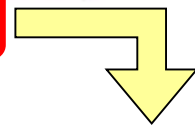
https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/enzen-kankei/saigai/_119991.html



実際にご活用いただく際は、以下のエクセルファイルをダウンロードし、ダウンロードしたファイルを起動してください。（ダウンロードしたファイルを起動した場合はフォームが崩れず表示されます）

詳しい使用方法は「転倒等リスク評価セルフチェック票マニュアル.pdf」をご覧ください。

- ・ [転倒等リスク評価セルフチェック票【実施用】.xlsx](#)
- ・ [転倒等リスク評価セルフチェック票【集団分析用】.xlsm](#)
- ・ [転倒等リスク評価セルフチェック票マニュアル.pdf](#)



厚生労働省

北海道労働局

R5.8.31

転倒等リスク評価セルフチェック票マニュアル

このマニュアルでは、セルフチェック票を用いた労働者自身のセルフチェックの方法と、管理者によるセルフチェック票の集団分析の方法について説明をします。
※各データの入手方法は裏面をご覧ください。

①管理者は労働者に「転倒等リスク評価セルフチェック.xlsx」をメール等で配付する。



転倒等リスク評価セルフチェック票【集団分析用】.xlsm



転倒等リスク評価セルフチェック票.xlsx



メール配付



北海道において「STOP！転倒災害プロジェクト」を展開します！

北海道労働局では、過去5年間転倒災害が増加していることから、下記の「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱（厚生労働省北海道労働局版）（添付「3つの予防」リーフレット）」を策定し、毎年行っている「北海道冬季ゼロ災害運動」と併せ、転倒災害を防止するための対策を強化していきます。

また、今後、北海道内において転倒による休業1か月以上の災害が発生した事業場には、「転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書」を活用し、自主点検の実施をお願いすることとしておりますので、当該自主点検を実施した際は、所轄監督署へ提出をお願いします。

- ・「STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱（厚生労働省北海道労働局版）」は[こちら](#)
「3つ転倒予防」のリーフレットは[こちら](#)
- ・「転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書」は[こちら](#)（エクセルファイルは[こちら](#)）

【3つの転倒予防リーフレット】



▶ [北海道労務環境改善文
援センター](#)

▶ [求人広告掲載時のトラブル
について](#)

企業のご紹介

▶ [ユースエール認定企業](#)

▶ [子育てサポート企業](#)

▶ [女性活躍推進企業](#)

採用情報

▶ [採用情報](#)

▶ [労働基準監督官採用試験](#)

3

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の改正

令和7年（2025年）1月1日以降に報告受付となる労働者死傷病報告について、電子申請による報告が義務付けられます。ただし、電子申請が困難な場合は、当面の間、書面による申請が認められます。

※ 令和6年12月31日以前に発生した労働災害についても、1月1日以降の報告受付分から適用となります。

これまで…

- ・パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



令和7年1月1日以降報告受付分から…

- ・原則、パソコン、スマホから記入して電子申請



- ・窓口や郵送で様式に記入して報告



電子申請での報告のメリット

- ☑ その1 「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単！
 - 厚生労働省では、労働者死傷病報告等の作成をサポートする「帳票入力支援サービス」をご用意しております。
 - ① 必須項目や入力内容を案内する入力ガイド
 - ② プルダウン選択によりコード入力が可能
 - ③ 保存した情報を活用し、事業場情報の再入力不要
- ☑ その2 スマートフォン、パソコンから報告可能！
 - テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告できます。
- ☑ その3 時間短縮！
 - 労働基準監督署に行く手間・時間を短縮できます。
- ☑ その4 郵送費がかからない！
 - 電子申請ですので、郵送費はかかりません。



労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」

※「帳票入力支援サービス」については、スライド4以降に詳細を掲載しています。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の改正項目

労働者死傷病報告の改正項目は、5つ（① 事業の種類、② 被災者の職種、③ 傷病名及び傷病部位、④ 災害発生状況及び原因、⑤ 国籍・地域及び在留資格）です。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Five specific areas are highlighted with red boxes and numbered 1 through 5, corresponding to the revised items listed in the text:

- ① **事業の種類**: The box for '事業の種類' (Business Type) at the top right of the form.
- ② **被災者の職種**: The box for '被災者の職種' (Victim's Occupation) in the middle section.
- ③ **傷病名及び傷病部位**: The box for '傷病名及び傷病部位' (Injury Name and Location) in the middle section.
- ④ **災害発生状況及び原因**: The large text area for '災害発生状況及び原因' (Disaster Occurrence Status and Cause) at the bottom left.
- ⑤ **国籍・地域及び在留資格**: The box for '国籍・地域及び在留資格' (Nationality, Region, and Residence Status) at the bottom right.

【主な改正点】

旧様式では手入力（自由記入可）であった箇所をプルダウン選択又はコード入力とし、分類の斉一を図ることとしました。

記載方法の問い合わせが多かった災害発生状況について、原因等の把握につなげやすくするため、5段構成の記入方法へ変更しました。

- ① **事業の種類**
日本標準産業分類に基づいた細分類コード（4桁）又は大分類から細分類までの業種を選択すると、細分類コードが入力内容に反映されます。
- ② **被災者の職種**
日本標準職業分類に基づいた小分類コード（3桁）又は大分類から小分類までの職種を選択すると、小分類コードが入力内容に反映されます。
- ③ **傷病名及び傷病部位**
傷病名及び傷病部位をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。
- ④ **災害発生状況及び原因**
5段構成による記入方法となり、災害発生状況の記載を分かりやすくしました。
- ⑤ **国籍・地域及び在留資格**
国籍・地域及び在留資格をプルダウン選択すると、対応するコードが入力内容に反映されます。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の報告方法

労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に報告する際は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス（以下「帳票入力支援サービス」といいます。）をご利用ください。

①帳票入力支援サービス



安全衛生帳票入力支援サービス 🔍 検索

(<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)

②所轄労働基準監督署



帳票入力支援サービス利用するにあたっての事前準備について

➤ e-Govに連携して電子申請を行いますので、事前にe-Govアカウント又はGビズIDの取得をお願いします。また、MicrosoftやGoogleでもログインできますので、e-Govを使用できる環境かご確認ください。（次頁のとおり、「帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はこちら）」を押下すると、右のログイン画面に切り替わりますので、赤点線囲みのいずれかをクリックしていただき、画面の遷移先でアカウントの設定をお願いいたします。

e-Govアカウントログイン

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

帳票入力支援サービスのログインについて

右側の「帳票作成メニューへ（電子申請を利用する方はこちら）」を選択してください。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

文字サイズ 小 **中** 大 ひと、暮らし、みらいのために **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare

本サービスについて サービス利用方法 よくあるご質問 お知らせ アンケート

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

帳票作成メニューへ
(電子申請を利用しない方はこちら)

**帳票作成メニューへ
(電子申請を利用する方はこちら)**

e-Govアカウントログイン

メールアドレス

パスワード

パスワードを忘れた方 [🔗](#)

ログイン

[e-Govアカウント登録ページへ](#) [🔗](#)

または以下のアカウントでログイン

G Biz IDでログイン

Microsoftでログイン

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスとは？

🙄 急に知らない単語が出てきたけど.....そもそもGビズとかe-GOVって何？

Gビズ
...行政システムにアクセスする認証システム

(つまり?) 各省庁で行っている申請にGビズ IDを使用することで申請を行うことができる

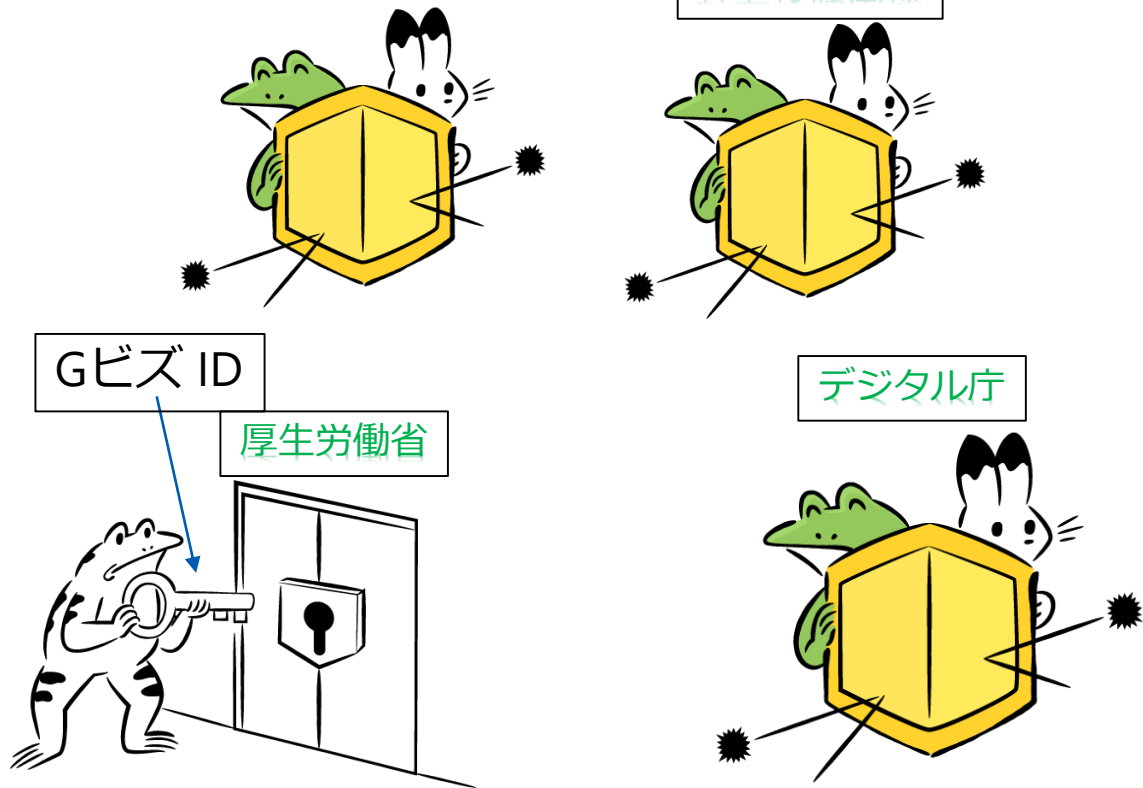
経済産業省

社会保険関係

デジタル庁

厚生労働省

Gビズ ID



e-GOV
...行政システムを申請するポータルサイトそのもの

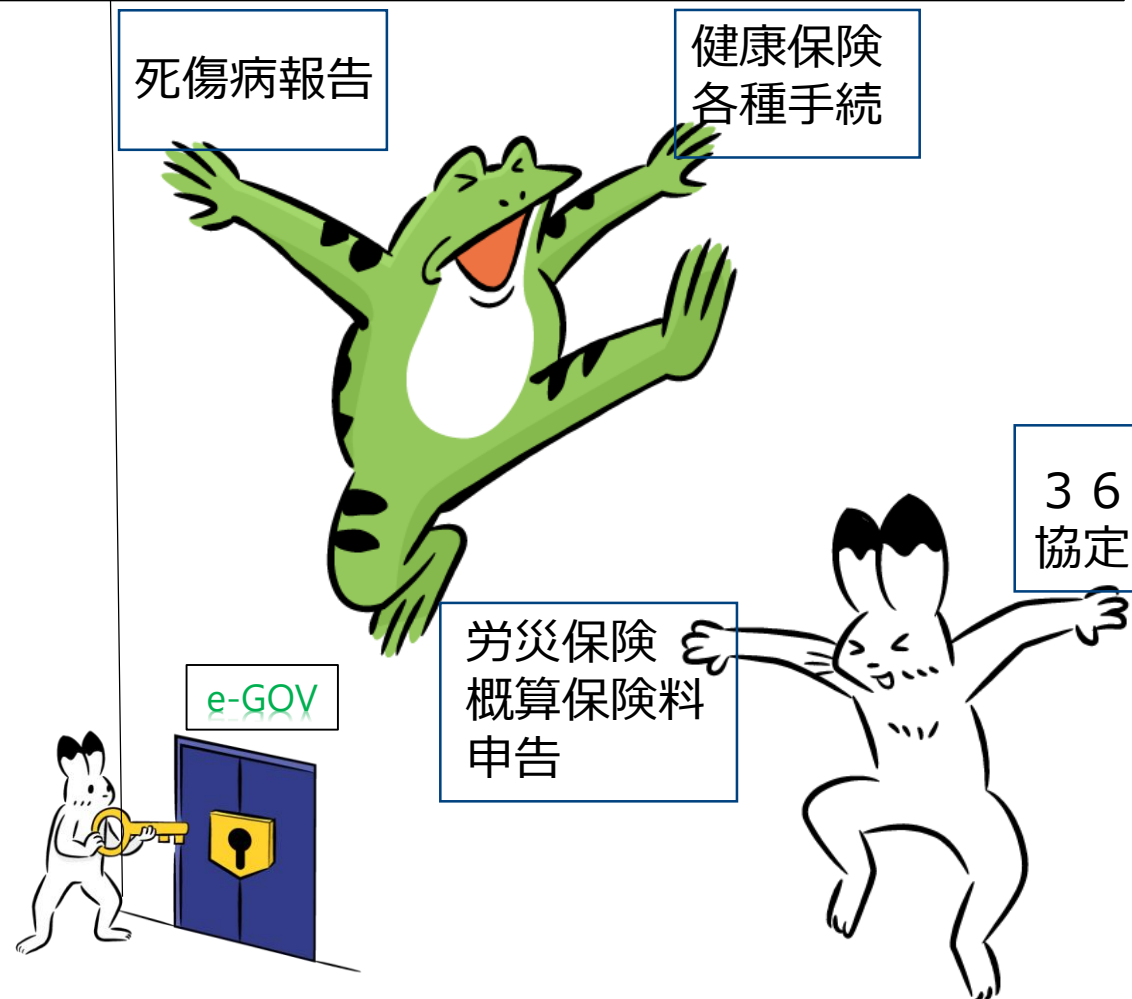
(つまり?) e-GOVにログインすればサイト内で各種電子申請を行うことができる

死傷病報告

健康保険
各種手続

36
協定

労災保険
概算保険料
申告



GビズID


GビズIDで行政サービスへの ログインをかんたんに

GビズIDは、1つのID・パスワードで
様々な行政サービスにログインできるサービスです。


GビズIDを作成

[審査状況を確認したい](#) [GビズIDを過去に登録済みか確認したい](#)

重要なお知らせ

 GビズIDを騙った詐欺メールを確認しています。メールに記載された偽サイトへアクセスしないようご注意ください。

[詳しく見る](#)

 GビズIDプライムアカウントの代表者情報変更（改姓・改名、住所変更）をオンラインでできるようになりました。

[詳しく見る](#)

GビズIDとは？

GビズIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

何かお困りですか？
私がお答えいたします



e-GOV

行政サービスや施策に関する情報をご案内します。

[国・地方共通相談チャットボット](#)（行政への質問のチャットボット）

e-Govのサービス



電子申請

行政機関に対する申請・届出等の手続きができます



法令検索

現行施行されている法令を検索できます



データポータル

行政機関のオープンデータを横断的に検索できます



パブリック・コメント

意見の提出や募集状況などの確認ができます



文書管理

行政文書ファイル管理簿の検索およびリンク集



個人情報保護

個人情報ファイル簿の検索およびリンク集

主な省庁の手続数

多くの申請がe-Govで利用可能。これからも拡大していきます。

5,756

厚生労働省

(厚生労働省には、中央労働委員会を含んでいます。)

262

国土交通省

143

経済産業省

(経済産業省には、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含んでいます。)

104

総務省

※2024年10月31日現在のe-Gov電子申請サービスで申請可能な手続の件数です。

省庁別行政手続件数

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告を選択

労働者死傷病報告は、**休業（見込み）日数が4日以上（死亡災害を含む）**のと**休業日数が4日未満**の**2種類あります**ので、該当するほうの手続きから報告をお願いいたします。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス ログアウト

帳票作成メニュー

電子申請手続

新規に申請する場合、以下の該当手続を選択してください。

労働者死傷病報告（死亡及び休業4日以上）

労働者死傷病報告（休業4日未満）

定期健康診断結果報告

心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

じん肺健康管理実施状況報告

有機溶剤等健康診断結果報告

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告

既に申請した手続きの情報を確認する場合、申請案件一覧の到達番号を選択してください。

申請案件一覧

過去に申請した手続きの一覧です。
到達日時の日付を範囲指定することで、申請案件一覧の絞り込みができます。
申請済み案件の内容を確認する場合、対象の到達番号を選択してください。
なお、手続きが終了して90日が経過した申請済み案件は検索できなくなります。

2024/05/24

29

～

2024/08/22

29

検索する

到達日時	到達番号	ステータス	法人名	申請者名	手続名称

業務上の災害（安衛則第97条に定める労働災害等*）である

いいえ

労働者死傷病報告は不要です。

はい

死亡災害である

いいえ

休業又は休業見込み日数が4日以上
の災害である

はい

はい

いいえ

休業日数が4日未満
の災害である

はい

※「安衛則97条で定める労働災害等」とは、「労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業した場合」をいいます。

主な違い	休業4日以上	休業4日未満
報告期限	労働災害発生より死亡し、又は休業したとき 遅滞なく 報告	1～3月、4～6月、7～9月、10～12月までの期間に発生した労働災害について、 それぞれの期間における最後の月の翌月末日まで 例：4月4日に労働災害が発生した場合、7月31日まで報告
報告事項で違う項目	休業見込期間又は死亡日時	休業日数（1～3日）

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

＋ 帳票入力支援サービスの入力画面の説明

入力の詳細については、次頁以降をご確認ください。

「手続き」がまっているか確認！

一時保存したデータを利用するときは…

- 「ファイル選択」で一時保存したデータを選択し、「帳票入力データの読み込み」を押下すると、途中から再開できます。

入力データを一時保存するときは…

- 入力途中のデータは、画面の一番下の「帳票入力データを保存する」ボタンを押下すると、一時保存できます。

申請内容 (入力データ) を印刷するときは…

- 入力途中の内容を印刷する際は、「必須項目」をすべて入力した後、「申請内容 (PDF) を出力する」を押下して、印刷してください。

※入力にエラーがあると、画面の上側にエラーメッセージが表示されます。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（申請者情報①）

入力の注意事項に留意していただき、申請者情報の入力をお願いします。

過去に保存した入力データを使用すると省力化が図れますが、修正漏れにご注意ください（以降の入力も同じです）。

申請者情報

個人/法人選択 **(必須)**

個人 法人

法人番号 (半角数字13桁)

法人番号から法人名を検索

法人名 (全角256文字以内)

法人名から法人番号を検索

法人名フリガナ (全角カナ256文字以内)

氏名 **(必須)** (全角256文字以内)

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

氏名フリガナ **(必須)** (全角カナ256文字以内)

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

役職 (全角256文字以内)

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（申請者情報②）

入力の注意事項に留意していただき、申請者情報の入力をお願いします。

The image shows a detailed view of the '労働者死傷病報告' (Worker Death, Injury, and Disease Report) form. The '申請者情報②' (Applicant Information 2) section is highlighted, showing fields for department name, postal code, address, telephone number, and fax number. The form is a complex grid with various input fields and checkboxes.

部門（全角256文字以内）

部門フリガナ（全角カナ256文字以内）

郵便番号（必須）（半角8文字）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。日本国外の住所の場合は、「000-0000」としてください。

郵便番号から所在地を検索

住所（必須）（全角256文字以内）

※都道府県名から記述してください。

住所フリガナ（必須）（全角カナ256文字以内）

電話番号（必須）（半角16文字以内）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。

FAX番号（半角16文字以内）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。

電子メール（半角128文字以内）

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（連絡先情報①）

入力の注意事項に留意していただき、連絡先情報の入力をお願いします。

連絡先情報

申請者情報を転記

※申請者情報の入力内容を連絡先情報に転記する場合は、ボタンを押してください。

法人名（全角256文字以内）

法人名フリガナ（全角カナ256文字以内）

氏名（必須）（全角256文字以内）

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

氏名フリガナ（必須）（全角カナ256文字以内）

※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

役職（全角256文字以内）

部門（全角256文字以内）

部門フリガナ（全角カナ256文字以内）

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（連絡先情報②）

入力の注意事項に留意していただき、連絡先情報の入力をお願いします。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Worker Death, Injury, and Disease Report) form. The form is titled '労働者死傷病報告' and includes a header with the number '81001'. The form is divided into several sections, with the contact information section being the focus. This section includes fields for '郵便番号' (Postal Code), '住所' (Address), '住所フリガナ' (Address in Kana), '電話番号' (Phone Number), and 'FAX番号' (FAX Number). There are also fields for '電子メール' (Email) and '住所・地域' (Address/Region). The form is designed for data entry, with many fields being empty boxes. The form is titled '労働者死傷病報告' and includes a header with the number '81001'. The form is divided into several sections, with the contact information section being the focus. This section includes fields for '郵便番号' (Postal Code), '住所' (Address), '住所フリガナ' (Address in Kana), '電話番号' (Phone Number), and 'FAX番号' (FAX Number). There are also fields for '電子メール' (Email) and '住所・地域' (Address/Region). The form is designed for data entry, with many fields being empty boxes.

郵便番号（必須）（半角8文字）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。日本国外の住所の場合は、「000-0000」としてください。

住所（必須）（全角256文字以内）

※都道府県名から記述してください。

住所フリガナ（必須）（全角カナ256文字以内）

電話番号（必須）（半角18文字以内）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。

FAX番号（半角18文字以内）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。

電子メール（必須）（半角128文字以内）

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

+ 労働者死傷病報告の入力（事業の種類（日本標準産業分類の入力））

改正項目

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**事業の種類**について、日本標準産業分類の細分類コードでの報告となりました。入力の注意事項参考にしていただき、入力・選択をお願いいたします。



※令和7年1月1日からの画面イメージです。

②事業の種類（日本標準産業分類）

入力項目の説明▼

- 事業の種類（日本標準産業分類の大分類の業種名） **（必須）**
- 事業の種類（日本標準産業分類の中分類の業種名） **（必須）**
- 事業の種類（日本標準産業分類の小分類の業種名） **（必須）**
- 事業の種類（日本標準産業分類の細分類の業種名） **（必須）**

事業の種類が不明な場合は、入力支援サービスにも日本標準産業分類の分類項目表を掲載予定ですので、ご活用ください。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（事業場の名称）

入力の注意事項に留意していただき、事業場の名称（建設業にあっては工事名も）の入力をお願いします。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Worker Injury/Death Report) form. A red box highlights the '事業場の名称' (Business Name) section, which is a grid of input fields for the business name. A red arrow points from this section to a larger, detailed view of the '事業場の名称' input fields on the right.

The detailed view shows the '事業場の名称' (Business Name) input fields. It consists of a grid of input boxes for the business name, organized into three rows: Kanji (かな), Hiragana (漢字), and English (工事名). The Kanji row has 25 boxes, the Hiragana row has 25 boxes, and the English row has 40 boxes. A red box highlights the entire grid.

③事業場の名称

入力項目の説明▼

法人番号 (半角数字13桁以内)

法人番号から法人名を検索

法人名 (80文字以内)

法人名から法人番号を検索

事業場の名称(カナ) (必須) (全角カナ25文字以内)

※ (…支店、…工場) のように、法人名だけでなく事業場の名称まで入力されていることを確認してください。

※ 「カブシキガイシャ」など一部の「法人の種類」は、作成した帳票上では省略されます。省略対象の「法人の種類」はこちらをご参照ください。

事業場の名称(漢字) (必須) (80文字以内)

工事名称 (40文字以内)

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（派遣労働者が被災した場合の派遣先事業場の郵便番号）

派遣労働者が被災した場合は、入力の注意事項に留意していただき派遣先事業場の郵便番号の入力をお願いします。

派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の郵便番号

□□□□-□□□□

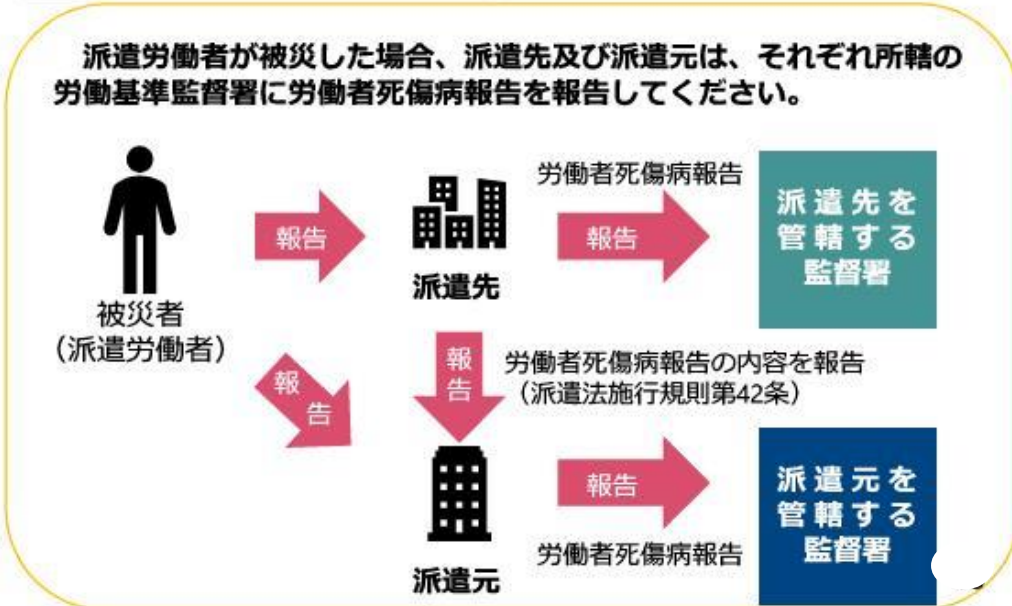
④派遣先の事業場の郵便番号

入力項目の説明▼

※被災した労働者は派遣労働者ではありません。□

派遣先の事業場の郵便番号（必須）（半角8文字）

※「-」（ハイフン）で区切り入力してください。



安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（事業場の情報）

入力の注意事項に留意していただき、事業場の情報の入力・選択をお願いします。

事業場の所在地 (住所)	構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称	派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称	提出事業者の区分 派遣先 派遣元
郵便番号	電話 ()		
	労働者数		

⑤事業場の情報

入力項目の説明▼

郵便番号 (必須) (半角8文字)
※「-」(ハイフン)で区切り入力してください。
郵便番号から所在地を検索

事業場の所在地 (必須) (65文字以内)

電話番号 (必須) (半角13文字以内)
※「-」(ハイフン)で区切り入力してください。

構内下請事業の場合は親事業場の名称、建設業の場合は元方事業場の名称 (60文字以内)

派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称 (60文字以内)

提出事業者の区分
派遣先 派遣元

労働者数 (必須) (半角数字8桁以内)
人

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（発生日時）

入力の注意事項に留意していただき、発生日時の入力をお願いします。

発 生 日 時 （時間は24時間表記とすること。）

元号	年	月	日	時	分
9	令和				

⑥発生日時

入力項目の説明▼

発生日時（必須）

年月日 ※西暦で入力する場合は、右側入力欄のカレンダーから日付を指定してください。

和暦

西暦

（半角数字7桁）

（半角10桁）

記入例）

平成10年12月31日の場合は7101231を入力※1桁目は和暦（7：平成、9：令和）

※カレンダーで日付を指定することも可能です。カレンダーで「年」「月」を指定する方法はこちらをご参照ください。

時刻 ※24時間表記かつ、数字4桁で入力してください。

（半角数字4桁）

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（被災労働者の情報①）

入力の注意事項に留意していただき、被災労働者の情報の入力・選択をお願いします。

被災労働者の氏名（姓と名の間は1文字空けること。）		生年月日	性別
カナ	<input type="text"/>	<input type="text"/> () 歳	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
漢字	<input type="text"/>		

⑦被災労働者の情報

入力項目の説明▼
被災労働者の氏名（カナ）（必須）（半角カナ14文字以内）
※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

被災労働者の氏名（漢字）（必須）（11文字以内）
※姓と名の間は1文字空けて入力してください。

生年月日（必須） ※西暦で入力する場合は、右側入力欄のカレンダーから日付を指定してください。
和暦

西暦

（半角数字7桁）
記入例）
平成10年12月31日の場合は
7101231を入力※1桁目は和暦
（1：明治、3：大正、5：昭
和、7：平成、9：令和）

年齢 ※被災者が15歳未満である場合はチェックを入れてください。
歳

性別（必須） ※いずれかを選択してください。

 男 女

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

＋労働者死傷病報告の入力（被災労働者の情報②）

改正項目

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた被災労働者の職種について、日本標準職業分類の小分類コードでの報告となりました。入力の注意事項も参考にいただき、入力・選択をお願いいたします。

職種（日本標準職業分類）

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

職種（日本標準職業分類）

入力項目の説明▼

職種（日本標準職業分類の大分類の職種）（必須）

職種（日本標準職業分類の中分類の職種）（必須）

職種（日本標準職業分類の小分類の職種）（必須）

職種が不明な場合は、入力支援サービスにも日本標準職業分類の分類項目表を掲載予定ですので、ご活用ください。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（被災労働者の情報③、休業・死亡）

入力の注意事項に留意していただき、被災労働者の情報（経験期間）、休業・死亡の入力・選択をお願いします。
 なお、休業4日未満の場合は、休業見込欄に休業日数を記入してください。死亡・死亡日時欄の記入は不要です。

経験期間
 年 月 日
 ※いずれかを選択してください。

経験期間（必須）
 年/月（必須） ※いずれかを選択してください。

年 月

（半角数字2桁以内）

休業見込期間又は死亡日時（死亡の場合は死亡欄に○）

休業見込 年 月 日 死亡 死亡日時

※いずれかを選択してください。

休業見込 月 日

死亡 死亡日時

（半角数字2桁以内）

死亡日時
 年月日 ※西暦で入力する場合は、右側入力機のカレンダーから日付を指定してください。
 和暦 西暦

（半角数字7桁） （半角10文字）

記入例）
 平成10年12月31日の場合は7101231を入力 ※カレンダーで日付を指定することも可能です。カレンダーで「年」「月」を指定する方法はこちらをご参照ください。

時刻 ※24時間表記かつ、数字4桁で入力してください。

（半角数字2桁以内）

⑧ 休業、死亡

入力項目の説明▼

死亡 ※いずれかを選択してください。

選択なし 死亡

休業見込 月/週/日 ※いずれかを選択してください。

月 週 日

（半角数字2桁以内）

死亡日時

年月日 ※西暦で入力する場合は、右側入力機のカレンダーから日付を指定してください。

和暦 西暦

（半角数字7桁） （半角10文字）

記入例）
 平成10年12月31日の場合は7101231を入力 ※カレンダーで日付を指定することも可能です。カレンダーで「年」「月」を指定する方法はこちらをご参照ください。

時刻 ※24時間表記かつ、数字4桁で入力してください。

休業4日未満の場合は、休業見込欄に休業日数を記入してください。死亡・死亡日時欄の記入は不要です。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

【参考】休業4日未満の労働者死傷病報告の休業日数の入力

4日未満

休業4日未満の場合は、休業日数欄に休業日を記入してください。死亡・死亡日時欄の記入は不要です。

労働者死傷病報告

91001

休業日数
休業
日数 日

休業日数
休業
日数 日

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

⑧ 休業

入力項目の説明▼

休業日数 (必須)

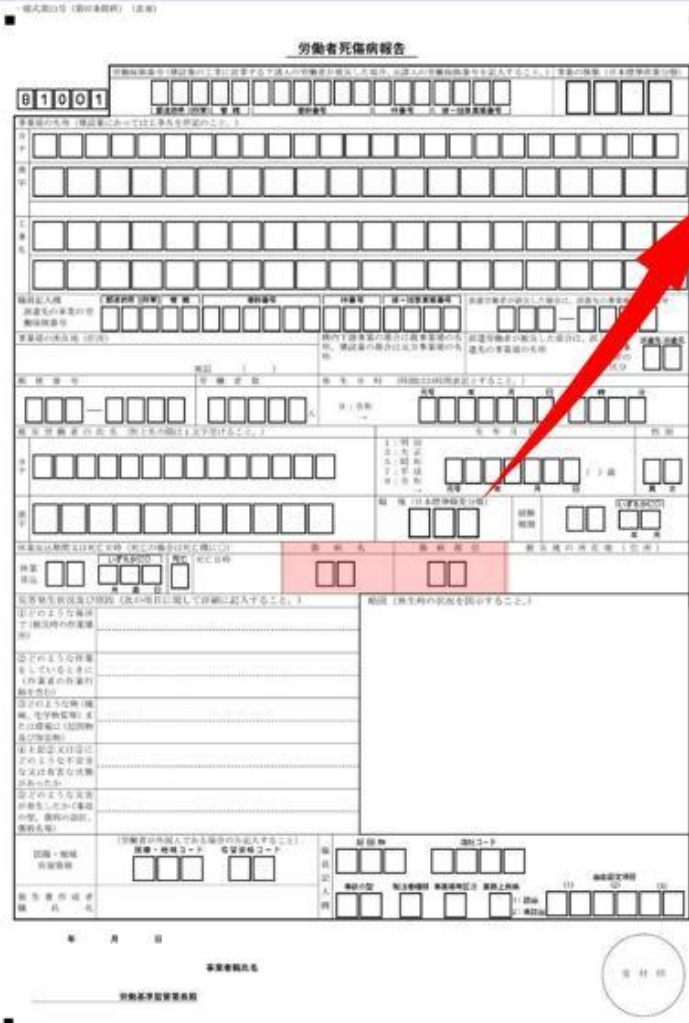
(半角数字1桁、1~3)

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

改正項目

✦ 労働者死傷病報告の入力（傷病名、傷病部位）

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**傷病名、傷病部位**について、コードでの報告となりました。コードは、選択された**傷病名、傷病部位**の項目から自動入力されます



傷病名	傷病部位
□□	□□

選択後は、それぞれの項目に対応したコードが入力されます。項目とコードの対応表については、ポータルサイトをご確認ください。

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

傷病名大分類（必須）

- 負傷（負傷に伴わない事故含む）
- 業務上の負傷に起因する疾病
- 物理的因子による疾病（がん除く）
- 身体に過度の負担にかかる態様に起因する疾病
- 化学物質等による疾病（がん除く）

傷病名分類項目（必須）

- 切断
- 骨折
- 切断
- 関節の障害（捻挫、亜脱臼及び転位含む）
- 打撲傷（皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む）
- 創傷（切創、裂創、創創及び挿刺創を含む）

傷病部位大分類（必須）

- 頭部
- 頭部
- 頭部
- 腕休
- 上肢
- 下肢
- 複合部位
- 一時的疼痛

傷病部位分類項目（必須）

- 鼻
- 頭蓋部
- 眼
- 耳
- 口
- 鼻
- 顔
- 顔部以外の複合部位

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

改正項目

労働者死傷病報告の入力（災害発生状況及び原因）

必要に応じてナビ入力を活用いただき、労働災害の発生状況及び原因の詳細を記入してください。

災害発生状況及び原因（次の項目に関して詳細に記入すること。）

① どのような場所で（被災時の作業場所）

② どのような作業をしているときに（作業者の作業行動を含む）

③ どのような物（機械、化学物質等）、または環境（起因物及び加害物）

④ 上記③又は②にどのような不安全な又は有害な状態があったか

⑤ どのような災害が発生したか（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

■ 今回の変更に影響する箇所
※令和7年1月1日からの画面イメージです。

災害発生状況及び原因

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

戻る 次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

戻る 次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があって災害が発生しましたか？

戻る 次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

戻る 終了

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

＊【参考】災害発生状況及び原因の記入例（墜落・転落）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

木造2階建ての個人宅の新築現場において、高さ約4.5mの車庫の屋根と母屋の屋根の間にある開口部

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

被災者が、車庫の屋根から隣接する母屋の屋根に移動しようとしていた際、

戻る

次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

車庫の屋根と母屋の屋根の間の開口部（幅約1.0m）

戻る

次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があつて災害が発生しましたか？

開口部から墜落を防止するため、通行するための足場板や手すり等が設置されていなかった。墜落制止用器具を使用するための親綱が設置されていなかった。

戻る

次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

被災者が、高さ約4.5m車庫の屋根と母屋の屋根の間にある開口部から、墜落して右足首骨折

戻る

終了

墜落・転落の 記入にあたってのポイント

①について

- ▶ 墜落・転落した場所（墜落・転落の直前まで作業していた場所）とその高さを目測で構いませんので、記入してください。

②について

- ▶ 単に「作業中」とせずに、具体的にどのような作業（又は行動）をしていたか記入してください。

④について

- ▶ 「労働者の不注意」とせずに、関係労働者等から聴取し、災害発生原因を具体的に記入してください。

③⑤について

- ▶ 帳票入力支援サービスに、起因物、事故の型、傷病の部位、傷病名等を取りまとめた一覧表を掲載予定ですので、これらを参考にいただき、具体的に記入してください。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

＋【参考】災害発生状況及び原因の記入例（はさまれ、巻き込まれ）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

第3工場 袋麺製造工程 第3製造ラインの**麺生地伸ばし機**（(株)●●社製 型番●●●）

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

麺生地伸ばし機に麺生地が詰まったため、電源を入れたまま麺生地の取り出し作業中

戻る

次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

麺生地伸ばし機のローラー部分

戻る

次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があつて災害が発生しましたか？

本来は麺生地伸ばし機のローラー部分に接触しないようにカバーが設けられていたが、カバーが壊れてから設置されていなかった。電源を付けたまま麺生地の取り出しを行った。

戻る

次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

被災者の右親指が麺生地伸ばし機のローラーに**巻き込まれ、右親指を骨折**

戻る

終了

はさまれ、巻き込まれの記入にあたってのポイント

①③について

➢ 単に「機械」（又は重機等）とせずに、**具体的な機械（又は重機等）の名称を記入するとともに、はさまれ、巻き込まれた箇所を具体的に記入してください。**機械の製造元や型式番号等が分かる場合については、できる限り記入してください。

②について

➢ 単に「作業中」とせずに、具体的にどのような**作業（又は行動）**をしていたか記入してください。

④について

➢ 単に「労働者の不注意」とせずに、関係労働者等から聴取して、災害発生原因を具体的に記入してください。

③⑤について

➢ 帳票入力支援サービスに、起因物、事故の型、傷病の部位、傷病名等を取りまとめた一覧表を掲載予定ですので、これらを参考にいただき、具体的に記入してください。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

＋【参考】災害発生状況及び原因の記入例（転倒）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

介護施設のエントランス付近

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

荷物（約3kgのダンボール箱）を持って事務室に移動していたところ

戻る 次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

なし

戻る 次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があつて災害が発生しましたか？

荷物を持って移動することにより、ふらつきやすくなり足がもつれた。労働者がふらつきやすい等の体力・身体機能の状況を把握していなかった。

戻る 次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

被災者がふらつき、自分の足にもつれて転倒（※）して、左膝を地面にぶつけて膝蓋骨骨折

戻る 終了

転倒における 記入にあたってのポイント

①について

- 単に「敷地内」とせずに具体的な場所を記入してください。

②について

- 単に「作業中」とせずに、具体的にどのような作業（又は行動）をしていたか記入してください。

④について

- 単に「労働者の不注意」とせずに、関係労働者等から聴取し、災害発生原因を具体的に記入してください。

③⑤について

- 帳票入力支援サービスに、起因物、事故の型、傷病の部位、傷病名等を取りまとめた一覧表を掲載予定ですので、これらを参考にいただき、具体的に記入してください。

※特に、事故の型（転倒の種類）については、不明な場合を除き、以下の類型に留意して記入してください。

- ㊶ 滑り
- ㊷ つまずき
- ㊸ 踏み外し
- ㊹ もつれ

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

＋【参考】災害発生状況及び原因の記入例（化学物質による災害）

① どのような場所で災害が発生しましたか？（被災時の作業場所）

清掃作業中の揚げ物の生産ライン

次へ

② どのような作業をしているときに災害が発生しましたか？（作業者の作業行動を含む）

フライヤーの油を洗浄するため、薬品を浸したスポンジでこすって**汚れを落とす**作業

戻る 次へ

③ どのような物（機械、化学物質等）、又は環境（起因物及び加害物）によって災害が発生しましたか？

洗浄用の薬品（アルカリ性）
通知対象物質（SDSあり）：水酸化ナトリウム、ジエチレングリコールモノブチルエーテル

戻る 次へ

④ どのような不安全な、又は有害な状態があつて災害が発生しましたか？

手袋着用のみで、**腕カバーをつけていなかった**ため

戻る 次へ

⑤ どのような災害が発生しましたか？（事故の型、傷病の部位、傷病名等）

薬品が袖口から腕に伝わり、**皮膚を火傷した**。腕カバーは液体を通さないが、**作業着は薬品（洗浄剤）が染み込み腕にまわりついた**。

戻る 終了

化学物質による災害における 記入にあたってのポイント

③について

- 化学物質名または製品名を記載する等、原因となるものについて詳細に記入してください。
- また、当該化学物質が労働安全衛生法の規制の対象となっている場合は、その旨を記入してください。例えば、当該化学物質が、安衛法第57条の2に基づく通知対象物（SDS交付対象物質）である場合は、通知対象物である旨を記入してください。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（略図）

災害発生時の「略図」の画像データを「ファイルを追加」ボタンからアップロードしてください。「略図」を含めて添付できるファイルの形式は「BMP,JPEG,PNG」、サイズは合計15MB以下、ファイル数は5ファイル以下です。略図は必ず一番最初に添付するようにしてください。

略図（発生時の状況を図示すること。）

- 従前の手書きデータとは異なり、イラスト等の「略図」のデータが添付できるようになりました。
 - イラスト等だけでなく、補足の説明等も必要に応じて追記してください。
 - 「略図」を手書きで作成後、スキャナで読み込んで画像データとして添付することも可能ですし、スマートフォンで写真を撮って、そのデータを添付していただいてもかまいません。
- ※災害現場等の写真をそのまま添付すると、どの部分で事故が起きたなど、説明の意図するところがよくわからないことがありますので、簡略化した情報である「略図」のデータを添付していただくようお願いします。

1. 略図の作成（手書き可）



2. 略図をアップロード



① 略図 入力項目の説明▼

略図（必須）については、申請データの“添付書類”として追加し、申請してください。

③の下のページの最後に、ファイルを追加できる箇所がありますので、略図の添付を忘れないようにご注意ください。※略図は必ず一番最初に添付するようにしてください。

添付書類追加

申請に必要な書類を添付してください。略図（必須）については、必ず一番上にファイルの形式「BMP、JPEG、PNG」で添付してください。※添付できるファイルの形式は「BMP、JPEG、PNG」、ファイルサイズは合計15MB以下、ファイル数は5ファイル以下です。

+ ファイルを追加

改正項目

労働者死傷病報告の入力（国籍、在留資格）

この度の改正で、手入力（自由記入可）としていた**国籍、在留資格**について、コードでの報告となりました。コードは、選択された**国籍、在留資格**の項目から自動入力されます。

今回の変更に影響する箇所

国籍・地域 在留資格	(労働者が外国人である場合のみ記入すること)			
	国籍・地域コード		在留資格コード	
	□	□	□	□

以下の「国籍・地域」及び「在留資格」の項目はプルダウンで選択することで、自動的にコードが反映されます。

※令和7年1月1日からの画面イメージです。

⑩ 国籍、在留資格

入力項目の説明▼

※被災した労働者は外国人ではありません。

被災者が外国人でない場合には、**チェックを付してください**

国籍、地域

在留資格

- 中国(香港等を含む)
- 韓国
- 台湾
- フィリピン
- タイ
- ベトナム
- インドネシア
- マレーシア
- ミャンマー
- カンボジア
- ラオス
- シンガポール
- ブルネイ

- 技術・人文知識・国際業務
- 企業内転勤
- 教育
- 教授
- 技能
- 高度専門職1号
- 高度専門職2号
- 永住者
- 日本人の配偶者等
- 永住者の配偶者等
- 定住者
- 技能実習（技能実習1号イ）
- 技能実習（技能実習1号ロ）

被災者が外国人の場合には、「国籍、地域」及び「在留資格」を選択してください。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（報告作成者職氏名、署名、宛先）

入力の注意事項に留意していただき、報告作成者職氏名、署名の入力と報告先の所轄労働基準監督署を選択してください。

報告書作成者
職氏名

②報告作成者職氏名

報告作成者職氏名（必須）
職名（30文字以内）
氏名（30文字以内）

年 月 日
事業者職氏名
労働基準監督署長殿

③署名、宛先

横書き記入年月日（必須）
※西暦で入力する場合は、右側入力欄のカレンダーから日付を指定してください。
元号 年 月 日
令和 6 8 6
西暦 2024/08/06

事業者職氏名（必須）
事業者名（30文字以内）
職名（30文字以内）
氏名（30文字以内）
横書き提出労働基準監督署名（必須）
労働基準監督署長殿

所轄労働基準監督署より、問い合わせる場合がありますので、災害発生状況の分かる方の職名、氏名をご記入ください。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

労働者死傷病報告の入力（ファイルの添付）

略図や添付書類のファイルをアップロードしてください。（【参考】略図以外の添付書類の例：社会保険労務士が提出代行を行う場合の必要書類、所轄労働基準監督署から報告が求められているもの（例：遅延理由書等））

The screenshot displays the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) web application. A file selection dialog is open, showing a folder named '2.png'. The application form is partially visible, with a red text overlay stating: **添付できるファイルの形式は「BMP,JPEG,PNG」、ファイルサイズは合計15MB以下、ファイル数は5ファイル以下です。** (The format of files that can be attached is 'BMP, JPEG, PNG', the total file size is 15MB or less, and the number of files is 5 or less.)

Additional interface elements include a date field (年 月 日), a '受付印' (Receipt Stamp) area, an '入力項目の説明' (Input Item Description) link, and a '添付書類追加' (Add Attachment) button at the bottom, which is circled in red.

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

＋労働者死傷病報告の入力（PDFの保存・印刷、帳票入力データの保存・申請）

すべて入力を終了後、ページの一番下にある「申請内容（PDF）を出力する」を押下して、記入内容を確認してください。入力内容が問題なければ、電子申請前に「帳票入力データを保存する」を押下してデータを保存してください。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 ログアウト

に係る入力支援サービス

労働者死傷病報告

入力操作中でも60分で通信が切断されますので、こまめな一時保存をお願いします。

入力途中のデータを一時保存する場合、画面下部の「帳票入力データを保存する」を押してください。

詳しい利用方法は [こちら](#) をご参照願います。

- 申請者情報の氏名を入力してください。
- 申請者情報の氏名フリガナを入力してください。

ファイルの選択 ファイル...いません 帳票入力データの読み込み

メニューに戻る ② 帳票入力データを保存する ① 申請内容（PDF）を出力する ③ 内容を確認する

+ファイルを追加...

戻る ④ 申請する

① 申請内容（入力データ）を出力する

- 入力内容を確認する際は、すべて入力した後、「申請内容（PDF）を出力する」を押下して、PDFデータを出力してください。

社内の管理者に了解をとる際に、PDFデータ（印刷可）をご活用ください（工事現場での労働災害の場合、元方事業者等の関係者に確認を求める際にも、ご活用ください）。

※入力項目にエラーや必須項目に入力漏れやがある場合、画面の上側にエラーメッセージが表示されます。

② 帳票入力データを保存する

- 入力情報確認後、入力内容に問題がなければ、「帳票入力データを保存する」を押下して、報告用の入力データを保存してください。

③ 内容を確認する

- 「内容を確認する」を押下すると②を行ったかの確認画面が開きます。問題なければ「はい」を押下してください。

④ 申請する

- 最後に入力内容の確認画面が開きます。入力内容に問題がなければ、ページ一番下の「申請する」を押下してください。

【参考】改正労働安全衛生規則第97条（労働者死傷病報告）

第九十七条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、**電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。**

- 一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
 - 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
 - 三 常時使用する労働者の数
 - 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
 - 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
 - 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
 - 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
 - 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
 - 九 休業見込期間又は死亡日時
 - 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
 - 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 2 前項の場合において、**休業の日数が四日に満たないときは**、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌末日までに、**電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）**に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前のじん肺法施行規則第三十七条第一項及び様式第八号、第五条の規定による改正前の労働安全衛生規則第二条第二項、第四条第二項、第七条第二項、第十三条第二項、第五十二条、第五十二条の二十一、第百条（様式第二十三号に係る部分を除く。）、様式第三号及び様式第六号から様式第六号の三まで並びに第六条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則第三十条の三及び様式第三号の二の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によることができる。

第三条 事業者は、**当分の間**、第五条の規定による改正後の労働安全衛生規則（以下「新安衛則」という。）第九十七条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

第四条 事業者は、**当分の間**、新安衛則第九十七条第二項に規定する方法による同項の報告に代えて、同条第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を記載した書面により当該報告をすることができる。

第五条 使用者は、**当分の間**、第八条の規定による改正後の労働基準法施行規則（次条において「新労基則」という。）第五十七条第一項に規定する方法による同項の報告に代えて、新安衛則第九十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。

第六条 使用者は、**当分の間**、新労基則第五十七条第二項に規定する方法による同項の報告に代えて、新安衛則第九十七条第一項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を記載した書面により当該報告をすることができる。

安全衛生関係書類の一部 電子申請義務化について

厚生労働省における周知について

都道府県労働局や労働基準監督署において、ポスターやリーフレットを活用して事業者の皆様へ周知を行っています。

ポスター

**令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化※
されます!**

「帳票入力支援サービス」の活用で作成が簡単!
労働者死傷病報告等の作成をサポート

時間短縮!
労働基準監督署に行く手間・時間を短縮可能

郵送料がかからない!
電子申請のため、郵送料不要

スマートフォン、パソコンから報告可能!
テレワーク中でも、スマートフォンやパソコンから報告可能

※ 電子申請が困難な場合、当面の間、書面による報告も可能です。
※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告も、厚生労働省ポータルサイト「帳票入力支援サービス」をご利用いただくことでスムーズに電子申請できます。

- ① 総合安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ② 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ③ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ④ 定期的健康診断結果報告
- ⑤ じん肺健康管理実施状況報告
- ⑥ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ⑦ 事業の附属寄宿舎内での災害報告

労働者死傷病報告の電子申請に係る厚生労働省特設ページはこちら

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

リーフレット

事業者の皆様へ
労働者死傷病報告の報告事項が改正され、
電子申請が義務化※されます
令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生法第75条)。

今後、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

主な改正内容

- 1 事業の種類**
日本企業業種分類から該当する区分項目を選択してください。
(例) 製造業・電気設備業・化学工業・食品製造業・繊維工業・印刷製版業
- 2 報告者の職種**
日本企業業種分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 主任技術者・製造主任・主任検査員・主任検査員(検査員)・主任検査員(検査員)
- 3 報告内容及び報告部位**
該当する箇所及び報告部位を選択してください。
(例) 全身・局所(頭部・手足)
- 4 災害発生経緯及び原因**
5つ記入欄にそれぞれ記入してください。
- 5 性別・地域及び産業種別**
該当する性別・地域及び産業種別を選択してください。

電子申請に係る入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては、労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご利用ください。

電子申請に当たっては、労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスをご利用ください。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の種類が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成、印刷のほか、ガイドラインに基づき入力した情報をもとにGovを介して届出電子申請することも可能です。

また、入力した情報はお勤めの企業に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などに再活用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらもGovに、入力支援サービスをご利用ください。

- 総合安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- 定期的健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 事業の附属寄宿舎内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です。入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから
厚生労働省ポータルサイトにアクセス

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

特設ページのバナー

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の電子申請が義務化されます!

令和7年1月1日から
労働者死傷病報告の
電子申請が義務化されます!

4

メンタルヘルス対策 について

ひと、くらし、みらいのために

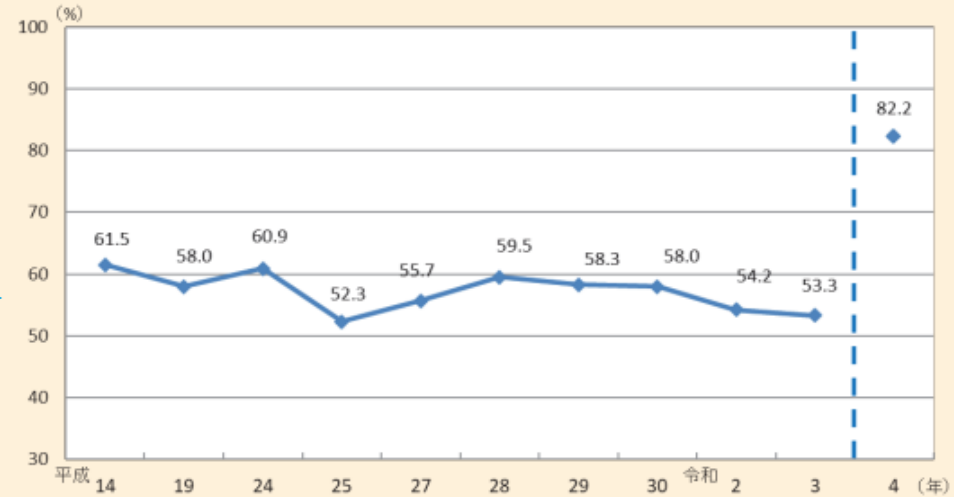


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者のメンタルヘルスの現状

第1-2-1 図 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合

労働者の **2人に1人** が
何らかのストレスなどを
抱えている。



(※) 大綱に基づく数値目標

⇒自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 50%未満（令和 9 年まで）。

(資料出所) 厚生労働省「労働安全衛生調査（実態調査）」をもとに作成

ただし、平成 14 年、19 年、24 年は厚生労働省「労働者健康状況調査」

- (注) 1. 常用労働者 10 人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者を対象。
2. 平成 26 年及び令和元年は「労働安全衛生調査（労働環境調査）」を行っており、本事項については調査していない。
3. 令和 4 年調査から本設問の形式を変更した。令和 3 年調査までは、最初にストレスの有無を選択させ、「ある」を選択した場合にストレスと感じる事柄（10 項目）から 3 項目以内を選択させる設問形式としていたが、令和 4 年調査は、ストレスの有無の選択を前置せず、ストレスと感じる事柄（10 項目）から 3 項目以内で選択する設問形式としており、1 つでも選択した場合に、ストレスが「ある」に該当するものとしている。そのため、令和 3 年以前との単純比較はできない。

労働者が感じるストレス等の内容

第1-2-2 図

「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる」とした労働者のうち、その内容（令和4年）



(資料出所) 厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査(実態調査)」をもとに作成

(注) 1. 常用労働者10人以上を雇用する民営事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者を対象。

2. 主なもの3つ以内の複数回答。

■ 仕事の量・・・(例)労働時間の増加 ⇒ 長時間労働 ⇒

過労死

■ 対人関係・・・(例)上司・同僚・部下と合わない

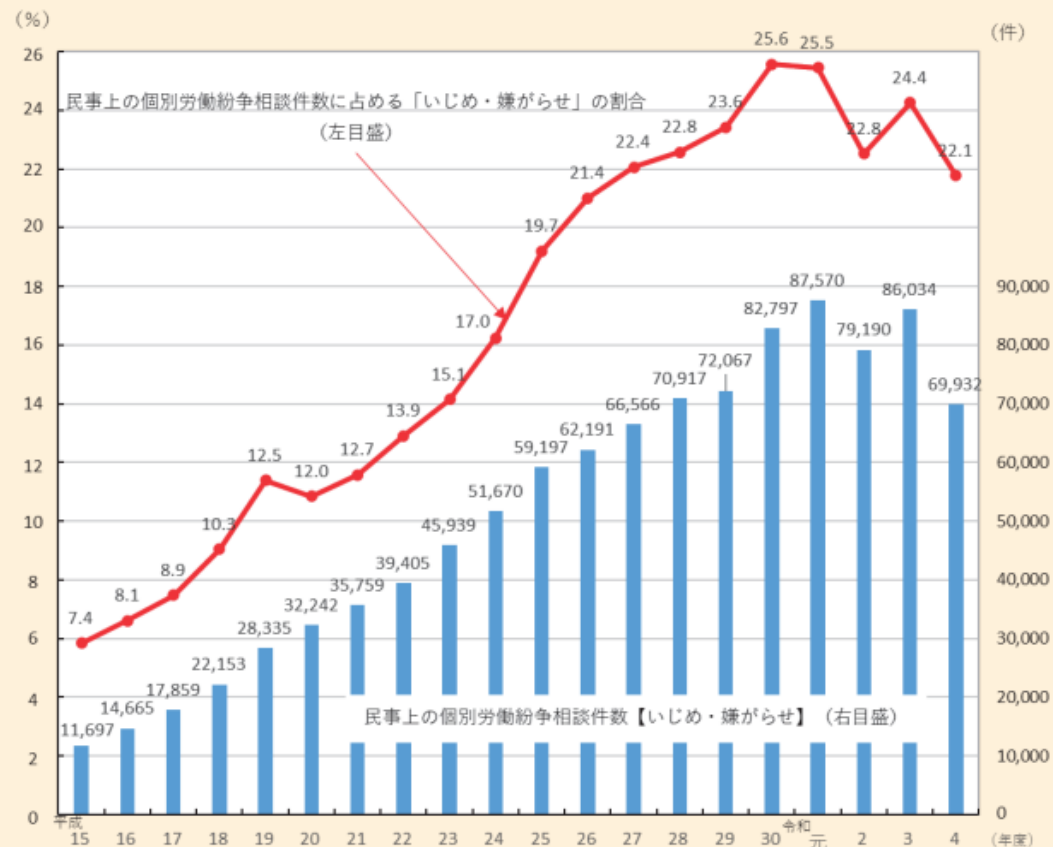
⇒ いじめ・嫌がらせ ⇒

メンタルヘルス不調

いじめ、嫌がらせに関する相談の割合

第1-2-9 図

民事上の個別労働紛争相談件数に占める「いじめ・嫌がらせ」の割合及び相談件数



(資料出所) 厚生労働省「個別労働紛争解決制度施行状況」をもとに作成

(注) 令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、同法に規定する職場におけるパワーハラスメントに関する相談については同法に基づき対応されるため、同法施行以降の当該紛争に関するものは、いじめ・嫌がらせに計上していない。

<参考> 同法に関する相談件数：50,840件

民事上の個別労働紛争
(労働基準法等の適用範囲外の
職場における労使間トラブル)のうち、
約4分の1が**いじめ・嫌がらせ**
に関するもの

※令和4年4月以降、
改正労働施策総合推進法に規定する
職場におけるパワーハラスメントに関する
相談は左図には計上されていない。

精神障害の労災認定件数と時間外労働

※精神障害の
労災認定件数
⇒ **令和4年度** に
過去最高 を更新

※認定された事案の
時間外労働時間数
⇒ **約4分の1** が
60時間以上

第2-1-2-10表 精神障害の時間外労働時間別（1か月平均）労災支給決定（認定）件数

(件)

区分	令和3年度		令和4年度	
		うち自殺		うち自殺
20時間未満	73 (44)	8 (1)	87 (50)	12 (0)
20時間以上～40時間未満	31 (10)	6 (1)	44 (15)	6 (1)
40時間以上～60時間未満	24 (7)	6 (0)	36 (11)	6 (1)
60時間以上～80時間未満	38 (9)	8 (0)	34 (5)	11 (0)
80時間以上～100時間未満	44 (8)	14 (0)	35 (7)	9 (0)
100時間以上～120時間未満	41 (7)	7 (0)	45 (11)	2 (0)
120時間以上～140時間未満	28 (4)	7 (0)	27 (3)	3 (0)
140時間以上～160時間未満	10 (1)	3 (0)	14 (4)	1 (0)
160時間以上	35 (6)	6 (1)	28 (5)	4 (0)
その他	305 (181)	14 (1)	360 (206)	13 (4)
合計	629 (277)	79 (4)	710 (317)	67 (6)

(資料出所) 厚生労働省「令和4年度過労死等の労災補償状況」

- (注) 1. 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。
2. その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
3. 自殺は、未遂を含む件数である。
4. () 内は女性の件数で、内数である。

職場におけるメンタルヘルス対策の必要性①

■ 職場におけるメンタルヘルス対策を行わなかった場合

- メンタルヘルス不調者の発生を**予防**することが**できない**。
- メンタルヘルス不調者の発生に、労使双方が**気づくことができない**。
- メンタルヘルス不調者に対する**適切な対応**や**職場復帰**への支援が**できない**。

■ その結果・・・

- メンタルヘルス不調者が**離職**してしまう。
 - 離職した労働者の仕事を他の労働者が負担することで、全体の**負担が増加**する。
 - 新たなメンタルヘルス不調者の発生**につながる。

職場におけるメンタルヘルス対策の必要性②

■ 最悪の場合…

- うつ病などの精神障害の発病
- 自殺

■ 事業者が負う責任

- 社会的責任 → 悪い意味で、社会からの注目を集めてしまう。信用の失墜。
- 民事的責任 → 安全配慮義務違反による損害賠償の請求。
- 刑事的責任 → 労働基準法・労働安全衛生法違反による罰則の適用。

⇒ 労働者にとっても、事業者にとっても、誰のメリットにもならない。

メンタルヘルス対策の取り組みの実施にあたって

何よりも大切なことは、

- **事業者が**メンタルヘルス対策の取り組みの重要性を理解すること。
- **事業者が**メンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の意思を表明すること。

職場で求められるメンタルヘルス対策

■ メンタルヘルス対策として挙げられる主な取組み※

- 衛生委員会等での調査審議の実施
- 心の健康づくり計画の策定
- メンタルヘルス推進担当者の選任
- メンタルヘルス教育研修の実施
- 職場環境等の把握と改善
- ストレスチェック制度の導入
- パワーハラスメント防止対策への取組みの実施
- 職場復帰支援プログラムの作成

※ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(メンタルヘルス指針)に基づく取組み内容

産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健総合支援センター

※47都道府県に設置

- 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施
 - ・産業医等産業保健スタッフ向け**専門的研修**、事業主等向け**相談対応**
 - ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による**個別訪問支援**
 - ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

地域産業保健センター

※産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

- 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施
 - ・**長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導**
 - ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
 - ・労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む)に係る相談 等

団体経由産業保健活動推進助成金

対象者:事業主団体等や労災保険の特別加入団体

補助対象:**傘下の中小企業等に対し**、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供するために、**産業医等と契約し、その活動に要した経費の一部**

補助率:**80%**

上限額:**100万円** *1団体につき年度ごとに1回限

無料で
利用できます

（お問合せ先）

(独)労働者健康安全機構
産業保健総合支援センターへの
お問合せ:0570-038046

助成金に関する
お問合せ:0570-783046

5

閉会

お疲れ様でした。

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare